

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況はありません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当ありません

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形及び無形減価償却資産：定額法によっています。
- ・リース資産：該当資産ありません。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給与引当金・・・職員の退職給付に備えるため、期末自己都合要支給額に相当する金額から中小企業退職金共済事業より直接職員に支払われる金額を控除したものを引当金で計上しています。
- ・賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、当該会計年度の負担に属する額を見積り引当金を計上しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人で職員について採用している退職給付制度は、社会福祉法人敬天会退職金規定に基づく退職給付金を支給しています。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

当法人の作成する計算書類は以下のとおりです。

(1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

(2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、社会福祉事業のみのため作成していません。

(3) 社会福祉事業における拠点区分内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

(4) 収益事業における拠点区分内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していません。

(5) 拠点区分におけるサービス区分の内容

まめ舎拠点(社会福祉事業)

「本部」

「特別養護老人ホーム まめ舎」

「まめ舎 短期入所生活介護」

「まめ舎 介護予防短期入所生活介護」

「まめ舎 訪問介護」

「まめ舎 総合事業訪問型(独白)」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	137,802,946	0	0	137,802,946
建物	388,984,012	0	19,214,462	369,769,550
合計	526,786,958	0	19,214,462	507,572,496

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	137,802,946円
建物(基本財産)	369,769,550円

計 507,572,496円

担保に供している債務の種類および金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	24,680,000円
-----------------------	-------------

計 24,680,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物	978,719,582	608,950,032	369,769,550
小計	978,719,582	608,950,032	369,769,550
その他の固定資産			
建物	391,785	211,384	180,401
構築物	71,230,384	49,145,772	22,084,612
車輛運搬具	6,954,046	6,610,704	343,342
器具及び備品	67,574,627	53,996,956	13,577,671
小計	146,150,842	109,964,816	36,186,026
合計	1,124,870,424	718,914,848	405,955,576

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	68,417,159	0	68,417,159
合計	68,417,159	0	68,417,159

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

資産及び負債に計上されているサービス区分間貸付金、サービス区分間借入金の相殺消去を行っています。